

## 「広報きしわだ」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市広告収入事業実施要綱（平成20年9月1日施行。以下「事業要綱」という。）に定めるもののほか、本市が発行する「広報きしわだ」への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 良質な商品やサービス等に関する情報を市民に提供することを目的に「広報きしわだ」に広告を掲載する。

(広告の募集の委託)

第3条 広告の募集は、本市の業務委託登録を受けている広告代理店その他の広告を取り扱う事業者の中から、入札その他の方法により決定した者（以下「受託業者」という。）に委託する。

(広告掲載面)

第4条 広告を掲載する紙面は、第2面から13面までのうち、市長が指定する紙面の最下段とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することがある。

(遵守事項等)

第5条 受託業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 受託業者は、広告内容、デザイン、コピー等掲載内容について、事前に市長の了解を得るものとし、市長の了解のない場合は、その広告は掲載できない。
- (2) 広告の原稿は、発行日の前月5日までに市へ提出する。
- (3) 市長へ提出した電子媒体の著作権は、広告主に帰属するものとする。
- (4) 広告1件当たりのスペースは、各面最下段の2分の1を基本とする。ただし、1件当たりの広告スペースは、基本の大きさにこだわらない。
- (5) 受託業者が広告主から徴収できる広告料は、別に定める広告掲載料の額に1.8を乗じて得た金額以下とする。ただし、制作費は、広告主に別途請求できるものとする。
- (6) 広告掲載料の市への納入は、広告掲載月の翌月末までとする。

(広告を掲載しない場合)

第6条 広告主が事業要綱第4条各号に該当する者であるときは、市長は、当該広告を掲載しない。

2 掲載しようとする広告の内容が事業要綱第5条各号又は次のいずれかに該当するものであるときは、市長は、当該広告を掲載しない。

- (1) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (2) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (3) 投機的 content 又は射幸心をあおる content を含むもの
- (4) ギャンブルに関するもの（宝くじ、スポーツ振興くじその他の公営のギャンブルを除く。）

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「広報きしわだ」への広告の掲載に関し必要な事項

は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。